

京都市「喫煙」に関する取組について

1 京都市たばこ対策行動指針（第2次）の概要（平成25年3月策定）

基本方針

1 受動喫煙の防止

受動喫煙による健康被害に関する知識の普及・啓発を推進し、受動喫煙の機会の減少に取り組む。

2 未成年者の喫煙防止

たばこに興味・関心を持ち始める時期にあたる中学生を重点的な対象として、たばこによる健康被害に関する知識の普及・啓発を推進し、喫煙防止に取り組む。

3 妊産婦の喫煙防止

妊婦及びその家族、乳幼児とその保護者を対象として、たばこによる健康被害に関する知識の普及・啓発の取組を推進し、喫煙防止に取り組む。

4 成人の喫煙率の減少

たばこによるCOPD等の健康被害や効果的な禁煙方法等に関する知識の普及・啓発を推進し、禁煙支援に取り組む。

具体的な取組

1 受動喫煙の防止

- ・ 公共性の高い場所における受動喫煙防止の推進
- ・ 保健センターが実施する各種健診・教室における啓発
- ・ 関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

2 未成年者の喫煙防止

- ・ 市立中学校等での「喫煙防止教育」の拡充
- ・ 未成年者向け防煙パンフレットの充実
- ・ 未成年者を取り巻く関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

3 妊産婦の喫煙防止

- ・ 妊産婦を対象とする保健指導の推進
- ・ 妊産婦等向け禁煙パンフレットの充実
- ・ 妊産婦を取り巻く関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

4 成人の喫煙率の減少

- ・ 禁煙方法等に関する知識の普及・啓発
- ・ 禁煙パンフレットの充実
- ・ 関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

【数値目標】

○ 受動喫煙の防止

		現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25 年度)
全面禁煙の実施	行政機関※1	55.3%	100%	—
	飲食店等※2	27.7%	56%	—
乳幼児の家庭内における 受動喫煙の機会		—	0%	—
飲食店での受動喫煙対策 の取組の表示		—	50%	参考※3 18.5%

※1 京都市公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査の内、保健センター・支所、官公庁の実施率

※2 京都市公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査の内、飲食店、小売、サービス業、宿泊施設の実施率

※3 事業者連絡協議会調査

○ 未成年者の喫煙防止

	現状値 (平成 20～23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25～28 年度)
未成年者（13～19 歳）の喫煙の割合 ※京都市思春期に関する意識調査	2.4% ※平成 20 年度	0%	2.3% ※平成 25 年度
喫煙防止教育の実施（年間受講者数） ※防煙セミナー実績値	7,363 人 ※平成 23 年度	14,000 人※	7,037 人 ※平成 28 年度

※ 中学校在学中に少なくとも 1 回は受講できるように市内の中学校 1 学年相当数としている。

○ 妊産婦の喫煙防止

	現状値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25 年度)
「妊娠中」の喫煙の割合 ※母子健康手帳の交付時アンケート結果	5.3%	0%	参考※1 3.7%
「出産後」の喫煙の割合 ※京都市母子保健に関する意識調査	8.2%	0%	4.7%

※1 京都市母子保健に関する意識調査（平成 25 年度調査）

○ 成人の喫煙率の減少

喫煙者の割合 ※国民生活基礎調査(20 歳以上)	現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25 年度)
男性	28.8%	16%	28.8%
女性	10.7%	7%	8.9%

【参考値】平成 27 年度 男性 23.1% 女性 7.2%

出典：京都市国民健康保険特定健康診査（40 歳以上～75 歳未満）

2 京都市民健康づくり推進会議たばこ対策推進部会及び飲酒に関する行動指針推進部会の開催

(1) 第1回

ア 日時：平成28年12月9日（金）午後1時30分～午後3時

イ 場所：本能寺会館西館5階「雁（かりがね）」

ウ 議事：

- (ア) たばこ対策行動指針（第2次）及び飲酒に関する行動指針について
- (イ) 公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査質問項目について
- (ウ) 意識調査質問項目について

(2) 第2回

ア 日時：平成29年3月28日（火）午後1時30分～午後2時30分

イ 場所：本能寺会館西館5階「醍醐」

ウ 議事：

- (ア) 公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査結果について【報告】
- (イ) 平成28年度の取組状況及び平成29年度の取組予定について
- (ウ) その他

3 公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査結果（平成29年1月実施分）

区分	平成28年度 調査結果
全面禁煙の実施 (敷地内禁煙・建物内禁煙)	73.8%
禁煙・分煙の実施 (敷地内禁煙・建物内禁煙・隔離喫煙室)	90.5%

4 平成28年度の取組状況等について

(1) 受動喫煙の防止

ア 官民一体での受動喫煙防止の推進 「店頭表示ステッカー」の市内の全飲食店店舗への普及について

- ・ 平成27年12月の京都市，京都府受動喫煙防止憲章事業者連絡協議会（以下，「協議会」という。），日本たばこ産業株式会社（以下，「JT」という。）との包括協定に基づき，現在，市内の全飲食店店舗への普及活動を実施している。
- ・ 平成28年度については，想定以上に店舗数が多かったことや，店舗への貼付の再勧奨等に多くの時間がかかっている状況であることから，当初の計画（平成28年2月～平成28年9月）から取組期間を延長して実施している。
- ・ これまでの活動の結果，平成28年12月末日時点において，市内677店舗において「店頭表示ステッカー」を貼付していることを確認しているとともに，協議会及びJTの調査により，調査が完了した4,872店舗のうち，受動喫煙の防止対策を表示している店舗が，1,509店舗（「店頭表示ステッカー」を貼付している店舗を含む。）であることを確認している。
- ・ なお，本市の各保健センター等においては，平成28年4月から，食品衛生法に基

づく新規の営業許可書交付時における配布や、窓口における配架の取組を進めており、さらに平成29年2月からは更新に係る営業許可書交付時における飲食店を対象とした講習会での普及啓発活動についても実施している。

<参考：「店頭表示ステッカー」例>



イ 世界禁煙デー、禁煙週間の取組（5月31日～6月6日）

- ・ 四条烏丸交差点付近で防煙に対するチラシ配布を、京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会と協働で実施した。
- ・ 京都女子大学、立命館大学において、防煙に対する普及啓発を京都府と協働で実施した。
- ・ イベントや検診等の機会に、禁煙や防煙の大切さを呼びかけた。
- ・ 高台寺にて、庭園の無料開放と夜間ライトアップ等を行い、来場者へ受動喫煙防止のPRを実施。また、京都タワー、京都府医師会館、京都市役所及び京都府庁旧本館等のライトアップをNPO京都禁煙推進研究会、京都府と共催で実施した。

(2) 未成年者の喫煙防止

○ 防煙セミナー（喫煙防止教育）の実施

喫煙や受動喫煙による健康被害に関する知識を普及し、未成年者の喫煙を無くすことや、「たばこは吸わない」という意識を定着させることを目的とし、京都府医師会、NPO京都禁煙推進研究会、京都市教育委員会と協力して実施している。

防煙セミナーの経年実施状況

	種別/年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
学校数 (延)	中学	41	46	46	41	45	46
	高校	6	9	7	5	5	5
	合計	47	55	53	46	50	51
生徒数 (延)	中学	6,377	6,874	7,155	6,230	6,025	6,310
	高校	1,079	1,671	1,054	700	655	727
	合計	7,456	8,545	8,209	6,930	6,680	7,037

※ 保健センターの取組：平成20年度～22年度は高校を、平成23年度から中学校を中心に実施した。

(3) 禁煙相談・支援について

保健センターにおいて禁煙相談を実施し、禁煙希望者には3箇月間の禁煙支援を実施した。

<喫煙者の推移>

喫煙者の割合	平成 13 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 22 年	平成 25 年
男性	43.1%	41.2%	35.5%	28.8%	28.8%
女性	16.0%	15.4%	13.7%	10.7%	8.9%

出典：国民生活基礎調査

【参考値】平成 27 年度 男性 23.1% 女性 7.2%

出典：京都市国民健康保険特定健康診査（40 歳以上～75 歳未満）

<禁煙相談・支援実績>

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度(上半期)
禁煙相談 ※	70 人	34 人	32 人
禁煙支援	24 人	25 人	4 人

※ 定例外で実施した禁煙相談も含む。

(4) ライフステージ別防煙・禁煙の取組

たばこによる健康被害の情報や、禁煙をはじめとするたばこの煙から体を守るために必要な知識を普及啓発している。

ライフステージ別	内容
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターでの母子事業(母子健康手帳交付, 乳幼児健診, プレママ・パパ教室)を通じて妊産婦向けリーフレットを配布。 ・母子健康手帳交付時に妊婦に配布するテキスト「赤ちゃんといっしょ」に, たばこの害と禁煙の必要性についての記事を掲載。 (年間約 12,200 部)
未成年	市立中学校の中学 1 年生全員に, 未成年者向け防煙リーフレットを配布。(年間約 10,600 部)
大学	<ul style="list-style-type: none"> ・京都造形芸術大学で, 新入生を対象に防煙リーフレットを配布。 ・京都府赤十字血液センターと連携し, 大学で実施する献血の際に「たばことお酒」ハンドブックを配布。(平成 28 年度上半期: 1,288 冊)
成人	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターでの禁煙教室等の健康教室や, 肺がん検診等の保健事業や, 健康づくりサポーターの活動において禁煙・防煙リーフレットを配布。 ・成人式で, 「たばことお酒」ハンドブックをお祝い袋に入れ配布。 (1,500 部)

(5) その他活動

ア 京都市ホームページ(情報館)の活用

たばこ対策行動指針や, 受動喫煙防止に関する取組等をホームページで紹介している。

イ 「市長の手紙」等市民からの問合せ対応

市長の手紙等市民から受動喫煙の意見が寄せられた場合, 対象の場所や店舗に出向き, 事象の確認や対象店舗や所管機関への助言などを行っている。

(平成 28 年度対応件数(3 月 17 日時点) 52 件)

5 平成29年度の取組の方向性

(1) たばこ対策行動指針（第2次）の見直し及び次期指針の策定

(2) 受動喫煙の防止

ア 飲食店での受動喫煙対策の取組の表示の推進

イ 保健センターで実施する保健事業での啓発

健康教育，がん検診，乳幼児健診等の機会を通じ，喫煙や受動喫煙による健康被害に関する知識を普及啓発していく。

ウ 関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

「京都市民健康づくり推進会議」「たばこ対策推進部会」の構成団体と連携のもと，それぞれの立場から趣旨に沿った取組（普及啓発，職場等の受動喫煙対策など）がなされるよう要請していく。

エ 世界禁煙デー，禁煙週間の取組

- ・ 平成29年5月27日に，NPO京都禁煙推進研究会，京都府と連携し，イベントを実施する（高台寺にて，ライトアップイベント）。
- ・ 京都府庁，京都市役所，京都府医師会館等を黄緑色にライトアップを行う。
- ・ 禁煙週間は，保健センターでの普及啓発をより積極的に実施する。

(3) 未成年者の喫煙防止

ア 防煙セミナー（喫煙防止教育）の実施

- ・ 教育委員会，NPO京都禁煙推進研究会と協力して中学校での防煙セミナーを継続していく。
- ・ 防煙セミナーに従事するスタッフの研修やマニュアルを充実し，従事可能なスタッフの充実を図る。

イ 市立中学1年生にパンフレットの配布

ウ 大学におけるパンフレットの配布

(4) 妊産婦の喫煙防止

ア 妊産婦を対象とする保健指導の推進

- ・ 母子健康手帳交付時，乳幼児健康診査，家庭訪問等の機会に喫煙習慣，受動喫煙の状況を把握し，保健指導を行う。
- ・ 必要に応じて，継続した禁煙支援を行う。

イ 妊産婦向けパンフレットの配布

(5) 成人の喫煙率の減少

ア パンフレットの配布による普及啓発

イ 健康教育の実施

たばこによるCOPD（慢性閉塞性肺疾患）等健康教育の強化，禁煙外来の紹介などを含む健康教育を実施する。

* 参考

【路上喫煙対策について（文化市民局）】

○ 「京都市路上喫煙等の禁止に関する条例」

路上喫煙等による身体及び財産への被害防止並びに健康への影響の規制を図るため、平成19年6月に施行された。

平成19年5月29日	条例の制定
平成19年6月1日	条例の施行
平成19年11月1日	禁止区域の指定（河原町，四条通等10の通り）
平成20年6月1日	路上喫煙等禁止区域での違反者に対し，1,000円の過料処分を科す
平成22年7月1日	路上喫煙等禁止区域の拡大（市内中心部 約16.5km）
平成24年2月1日	路上喫煙等禁止区域の拡大「京都駅地域」，「清水・祇園地域」（約27.4km）

○ 京都市路上喫煙等に係る過料処分件数

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (2月末)
過料処分件数	480	391	2,754	5,636	6,749	4,380	2,968	2,225	1,540

○ 京都市路上喫煙率について(%)

場所/調査時期	平成19年 7月～9月	平成20年 8月	平成22年 8月	平成23年 12月	平成24年 2月	平成26年 10月	平成27年 10月
市内中心部	0.68	0.10	0.16	0.08	0.09	0.05	0.05
京都駅地域	—	—	—	0.33	0.23	0.03	0.03
清水・祇園地域	—	—	—	0.11	0.11	0.01	0.01

【京都市たばこ対策行動指針の経過】

- 平成17年2月 京都市たばこ対策行動指針策定
- 平成22年度 行動指針中間見直し
 - ・ 平成22年5～7月 受動喫煙防止対策等に関する意識調査，公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査
 - ・ 平成23年3月 京都市たばこ対策行動指針見直し中間報告
- 平成24年度 京都市たばこ対策行動指針改定のための検討
 - ・ 平成25年3月 京都市たばこ対策行動指針（第2次）策定